

あおり運転（妨害運転）の絶無について

あおり運転って??

令和2年6月10日に公布された道路交通法の一部を改正する法律により、「あおり運転」（妨害運転）に対する罰則が創設されました。



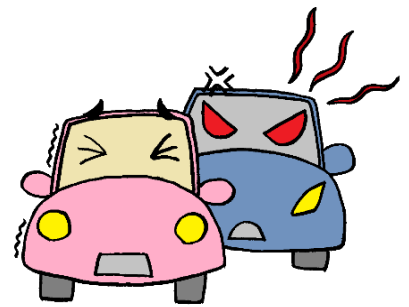
他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行う

→ 最大で3年の拘禁刑



妨害運転により著しい交通の危険を生じさせた場合

→ 最大で5年の拘禁刑



妨害運転等の悪質性・危険性

「あおり運転」（妨害運転）は、**重大な交通事故につながる極めて悪質・危険な行為**です。車を運転する際は、周りの車等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、安全な速度・方法での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、不必要な急ブレーキや無理な進路変更等は絶対にやめましょう。

あおり運転を受けた際の対処法

- サービスエリアやパーキングエリア等の交通事故に遭わない場所へ避難
- 車外に出ることなく110番通報すること
- ドライブレコーダの有効活用

※ 被害認定に役立ち、被害防止にも繋がります。



あおり運転は犯罪デス！！
心にゆとりを持った運転を！

